



下線：水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正（平成27年）により新たに定義されたもの

斜体：例示



水銀回収義務付け対象

赤字：特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物

※ 一日当たりの処理能力が5トン以上の一般廃棄物焼却施設から発生するばいじんは特別管理一般廃棄物に該当する

図 1.1 水銀廃棄物の分類